

申告スケジュール

申告日	行政区
16日(日)	藤木・滝園・向山・釜出・木の末 松の生・小川野・椎の尾・吹野
17日(月)	餅畑・日向・古閑迫・古閑原 茶屋の本・南田代第2区
18日(火)	牧の原・玉来・下山・中野・間所 木戸屋・浅の藪・南田代第1区
19日(水)	5丁目・瓜山・上迎町・下迎町・旭町 桜町・高山
20日(木)	西木倉
23日(日)	南田代第3区・南田代第4区・水源 上田代・八勢
24日(月)	西往還・南木倉・宗心原・河内・足水
25日(火)	陣・東上野中・東上野上
26日(水)	中辺田見・下辺田見
27日(木)	下梅木・浄光寺・片志和・小路・落合 北木倉
2日(日)	小坂
3日(月)	秋只・万ヶ瀬・増見鶴
4日(火)	上辺田見・上荒瀬・下荒瀬
5日(水)	下高野
6日(木)	竹の迫・川内田・下鶴・町・田畑 五ヶ瀬・馬立・粒麦・有水・大内
9日(日)	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
10日(月)	6丁目・牛ヶ瀬1区
11日(火)	上梅木・上高野・甘木・東上野下
12日(水)	横野・玉虫・田迎
13日(木)	牛ヶ瀬2区・今城
16日(日)	予備日

税理士による申告相談期間

税理士による申告相談

3月2日(日)～6日(木)まで、税理士が申告相談を受付ます。税理士の申告相談のみ、指定行政区に限らず申告を受付けます。確定申告に関する質問などがある場合は、税理士相談をご利用ください。

太陽光発電の売電収入は 申告が必要です

太陽光発電を家などに設置し、売電収入がある場合は、住民税または確定申告が必要です。

◆申告に必要な書類

- ①売電収入が分かるもの(1月～12月分)
- ②経費が分かるもの(太陽光発電設備の契約書やローンの利息が分かる書類)

所得税の還付申告は 1月5日(日)から

熊本東税務署では、所得税の還付申告のみ1月5日(日)から受付しています。2月16日(日)～3月16日(日)は、還付以外の申告も受付しています。また、2月22日と3月1日の日曜も申告を受付けています。

◆還付申告 1月5日(日)～

◆会場 熊本東税務署

◆受付時間 9時～16時

☎熊本東税務署 ☎369-5566

要介護認定者に 障害者認定書を交付

要介護認定を受けている人に対して「障害者控除対象者認定書」を交付します。申告の際に提示すれば、町県民税や所得税の控除が受けられます。

◆申請・交付場所 福祉課介護保険係

申請の際には「介護保険被保険者証」・「印鑑」が必要です。

※認定書の交付は、申請後約1週間後です。

※身体障害者手帳などを基に、障害者控除を受ける場合は、控除の重複はできません。詳しくは、介護保険係までお尋ねください。

◆対象者

認定基準日(12月31日)に、次の①・②に該当する人

- ①年齢が65歳以上の人
- ②要介護1～5の要介護認定を受けている人

◆申請できる人

- ①対象者本人
- ②対象者から委任をうけた人
- ③対象者と同一世帯で生計を一にする親族

要介護度 (対象控除名)	控除額	
	町県民税	所得税
1・2・3 (障害者控除)	26万円	27万円
4・5 (特別障害者控除)	30万円	40万円

☎福祉課介護保険係 ☎282-1349

税の申告

平成27年度 町県民税・国民健康保険税

☎税務課課税係 ☎282-1114

2月16日(日)～3月16日(日)

●会場：役場3階大会議室 ●受付時間：8時30分～15時30分(午前の受付は11時まで)

注意：11時までに受付されても、受付人数で午後からの申告相談になる場合があります。

2月16日(日)から3月16日(日)まで、平成27年度町県民税・国民健康保険税の申告を受け付けます。行政区ごとに日程を設けていますので、指定された日に申告を行ってください。

町県民税の申告が必要な人

申告が必要な人は、平成27年1月1日に御船町に住所がある人で次に該当する人です。

- 1 営業、農業、不動産などの事業所得がある場合
- 2 給与所得がある場合
(1)給与以外の収入や2力所以上から給与収入がある人
(2)医療費控除を申告する人
(3)年の途中で退職し、年末調整をしていない人や年末調整後追加の控除がある人
- 3 年金受給者
(1)年金以外の収入がある人
(2)社会保険料などの控除の追加がある人
(3)遺族年金や障害年金など非課税年金を受給している人
- 4 収入がない人
(税法上の扶養に入っている人)

町県民税の申告が必要ない人

- 1 所得税および復興特別所得税の確定申告をする人
- 2 収入が給与のみで、事業主から御船町に「給与支払報告書」が提出されている人
- 3 収入が公的年金だけで、所得控除の追加がない人

事前準備をお願いします

役場3階の申告会場は、大変混雑することが予想されます。営業や農業、不動産などの収入がある場合、待ち時間短縮のため、収支内訳書は、必ず申告受付前までに記入してください。収支内訳書などが作成されていない場合は、申告相談ができませんので、ご注意ください。

税務署での申告をお願いします

次のような、確定申告は役場では受付できませんので、熊本東税務署で申告をお願いします。

- 1 1回目の住宅借入金等特別控除の申告
- 2 土地や建物、株式などの売却に関する申告
- 3 損益通算、繰越損失などの申告
- 4 死亡者の申告(準確定申告)
- 5 雑損控除の繰越控除を受ける場合

申告に必要なもの

- ◆印鑑
- ◆本人の通帳
- ◆給与・年金などの収入がある場合
平成26年1月から12月までの収入が分かる、源泉徴収票や支払証明書など
- ◆控除を追加する場合
控除証明書や領収書、支払証明書など
- ◆営業や農業、不動産などの収入がある場合
収支内訳書
- ◆障害者控除を受ける場合
障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
※認定書は介護保険係で発行
- ◆医療費控除を受ける場合
支払った医療費の領収書と医療費を計算した明細書
- ◆寄附金控除を受ける場合
寄附団体発行の証明書や領収書